

鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第79号

鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県消防顕彰金条例施行規則（昭和44年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前																				
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県消防顕彰金条例（昭和44年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第3条及び第5条の規定に基づき、<u>条例の施行</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表第2（第2条関係）障害者顕彰金</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="4">功労の程度及び障害等級による支給額</th></tr></thead><tbody><tr><td>功 の 程 度</td><td>(1) 抜群の功労があり、他の模範となると認められる者</td><td>(2) 特に顕著な功労があると認められる者</td><td>(3) 多大な功労があると認められる者</td></tr></tbody></table> <p>略</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="1">功労の程度による増額</th></tr></thead><tbody><tr><td>特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる者であって<u>障害等級</u>が1級に該当するものについては、1級の最高額に1,900,000円を加算することができる。</td></tr></tbody></table> <p>備考</p> <p>1 <u>障害等級</u>は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。）第6条第2項に規定する<u>障害等級</u>による。</p> <p>2 <u>障害等級</u>及び金額の決定については、政令第6条第5項から第8項まで（第6項第1号を除く。）の規定の例による。</p>	功労の程度及び障害等級による支給額				功 の 程 度	(1) 抜群の功労があり、他の模範となると認められる者	(2) 特に顕著な功労があると認められる者	(3) 多大な功労があると認められる者	功労の程度による増額	特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる者であって <u>障害等級</u> が1級に該当するものについては、1級の最高額に1,900,000円を加算することができる。	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県消防顕彰金条例（昭和44年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第3条及び第5条の規定に基づき、<u>同条例の施行</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>別表第2（第2条関係）障害者顕彰金</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="4">功労の程度及び障害の等級による支給額</th></tr></thead><tbody><tr><td>功 の 程 度</td><td>(1) 抜群の功労があり、他の模範となると認められる者</td><td>(2) 特に顕著な功労があると認められる者</td><td>(3) 多大な功労があると認められる者</td></tr></tbody></table> <p>略</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="1">功労の程度による増額</th></tr></thead><tbody><tr><td>特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる者であって<u>障害の等級</u>が1級に該当するものについては、1級の最高額に1,900,000円を加算することができる。</td></tr></tbody></table> <p>備考</p> <p>1 <u>障害の等級</u>は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。）別表第3に定める<u>障害の等級</u>による。</p> <p>2 <u>障害の等級</u>及び金額の決定については、政令第6条第2項から第6項まで（第3項第1号を除く。）の規定の例による。</p>	功労の程度及び障害の等級による支給額				功 の 程 度	(1) 抜群の功労があり、他の模範となると認められる者	(2) 特に顕著な功労があると認められる者	(3) 多大な功労があると認められる者	功労の程度による増額	特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる者であって <u>障害の等級</u> が1級に該当するものについては、1級の最高額に1,900,000円を加算することができる。
功労の程度及び障害等級による支給額																					
功 の 程 度	(1) 抜群の功労があり、他の模範となると認められる者	(2) 特に顕著な功労があると認められる者	(3) 多大な功労があると認められる者																		
功労の程度による増額																					
特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる者であって <u>障害等級</u> が1級に該当するものについては、1級の最高額に1,900,000円を加算することができる。																					
功労の程度及び障害の等級による支給額																					
功 の 程 度	(1) 抜群の功労があり、他の模範となると認められる者	(2) 特に顕著な功労があると認められる者	(3) 多大な功労があると認められる者																		
功労の程度による増額																					
特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる者であって <u>障害の等級</u> が1級に該当するものについては、1級の最高額に1,900,000円を加算することができる。																					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。